

第200期 中間決算公告

平成22年12月13日

新潟市中央区東堀前通七番町1071番地1
株式会社 第四銀行
取締役頭取 小原雅之

第200期中(平成22年9月30日現在)中間貸借対照表

(単位:百万円)

科 目 (資産の部)	金 額	科 目 (負債の部)	金 額
現金預け金	113,156	預金	3,882,210
買入金銭債権	37,051	譲渡性預金	78,667
商品有価証券	4,799	コールマネー	40,000
有価証券	1,656,604	債券貸借取引受入担保金	82,390
貸出金	2,503,144	借入金	19,200
外国為替	4,924	外国為替	117
その他資産	30,649	その他負債	40,659
有形固定資産	48,739	未払法人税等	2,350
無形固定資産	3,227	リース債務	1,052
繰延税金資産	7,180	その他の負債	37,256
支払承諾見返	12,311	退職給付引当金	9,186
貸倒引当金	△ 21,531	睡眠預金払戻損失引当金	352
投資損失引当金	△ 595	偶発損失引当金	786
		再評価に係る繰延税金負債	8,228
		支払承諾	12,311
		負債の部合計	4,174,112
		(純資産の部)	
		資本金	32,776
		資本剰余金	18,635
		資本準備金	18,635
		利益剰余金	144,816
		利益準備金	25,510
		その他利益剰余金	119,306
		固定資産圧縮積立金	691
		別途積立金	104,334
		繰越利益剰余金	14,280
		自己株式	△ 359
		株主資本合計	195,870
		その他有価証券評価差額金	23,358
		繰延ヘッジ損益	△ 80
		土地再評価差額金	6,368
		評価・換算差額等合計	29,645
		新株予約権	33
		純資産の部合計	225,549
資産の部合計	4,399,661	負債及び純資産の部合計	4,399,661

第200期中 (平成22年 4月 1日から
平成22年 9月30日まで) 中間損益計算書

(単位:百万円)

科 目	金 額
経常収益	37,928
資金運用収益	30,211
(うち貸出金利息)	(20,680)
(うち有価証券利息配当金)	(9,194)
役務取引等収益	6,042
その他業務収益	953
その他経常収益	720
経常費用	31,756
資金調達費用	3,072
(うち預金利息)	(2,773)
役務取引等費用	2,161
その他業務費用	649
営業経費	23,062
その他経常費用	2,810
経常利益	6,172
特別利益	929
特別損失	53
税引前中間純利益	7,048
法人税、住民税及び事業税	2,389
法人税等調整額	325
法人税等合計	2,714
中間純利益	4,333

個別注記表

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項

1. 商品有価証券の評価基準及び評価方法

商品有価証券の評価は、時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)により行っております。

2. 有価証券の評価基準及び評価方法

有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、子会社・子法人等株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のあるものについては中間決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

3. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

4. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産(リース資産を除く)

有形固定資産は、定率法を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物 10年～50年

その他 2年～20年

(2) 無形固定資産(リース資産を除く)

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間(5年)に基づいて償却しております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法によっております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のは零としております。

5. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下「実質破綻先」という。)に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者(以下「破綻懸念先」という。)に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。

破綻懸念先及び貸出条件緩和債権等を有する債務者で与信額が一定額以上の大口債務者のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを貸出条件緩和実施前の約定利率で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法(キャッシュ・フロー見積法)を採用しており、経営改善計画期間中は継続して同方法により引き当てております。

上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は24,656百万円であります。

(2) 投資損失引当金

投資損失引当金は、投資に対する損失に備えるため、有価証券等の発行会社の財政状態等を勘案して必要と認められる額を計上しております。

(3) 退職給付引当金

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額

に基づき、当中間期末において発生していると認められる額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。

過去勤務債務	その発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年)による定額法により損益処理
数理計算上の差異	各発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌期から損益処理

(4) 睡眠預金払戻損失引当金

睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り必要と認める額を計上しております。

(5) 偶発損失引当金

偶発損失引当金は、他の引当金で引当対象とした事象以外の偶発事象等に対し、将来発生する可能性のある損失を見積り、必要と認められる額を計上しております。

6. 外貨建資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建資産及び負債は、中間決算日の為替相場による円換算額を付しております。

7. リース取引の処理方法

所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年4月1日前に開始する事業年度に属するものについては、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。

8. ヘッジ会計の方法

(1) 金利リスク・ヘッジ

金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号。以下「業種別監査委員会報告第24号」という。)に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の(残存)期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。また、キャッシュ・フローを固定するヘッジについては、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係の検証により有効性の評価をしております。

(2) 為替変動リスク・ヘッジ

外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号。以下「業種別監査委員会報告第25号」という。)に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

なお、一部の資産・負債については、繰延ヘッジ、あるいは金利スワップの特例処理を行っております。

9. 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税(以下、「消費税等」という。)の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当中間期の費用に計上しております。

中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更

(資産除去債務に関する会計基準)

当中間期から「資産除去債務に関する会計基準」(企業会計基準第18号平成20年3月31日)及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第21号平成20年3月31日)を適用しております。

これによる影響はありません。

追加情報

(退職給付制度の一部変更)

当行では確定給付型の制度として、確定給付企業年金制度及び退職一時金制度を有しておりましたが、平成22年9月1日に退職一時金制度の一部について確定拠出年金制度へ移行するなど退職給付制度の一部変更を行っております。

これに伴い、「退職給付制度間の移行等に関する会計処理」(企業会計基準適用指針第1号平成14年1月31日)及び「退職給付制度間の移行等の会計処理に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第2号平成14年3月29日)を適用しており、この結果、税引前中間純利益は563百万円増加しております。

(役員退職慰労引当金)

当行は、平成 22 年 5 月 14 日開催の取締役会において、平成 22 年 6 月 24 日開催の定時株主総会終結の時をもって従来の役員退職慰労金制度を廃止することを決議し、同株主総会で退職慰労金の打ち切り支給案が承認されました。これに伴い、「役員退職慰労引当金」を全額取崩し、当中間期末現在の未払額 616 百万円を「その他の負債」に計上しております。

注記事項

(中間貸借対照表関係)

1. 関係会社の株式及び出資金総額 2,997 百万円

2. 貸出金のうち、破綻先債権額は 4,062 百万円、延滞債権額は 73,264 百万円であります。

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和 40 年政令第 97 号)第 96 条第 1 項第 3 号のイからホまでに掲げる事由又は同項第 4 号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

3. 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は 362 百万円であります。

なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から 3 月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

4. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は 7,136 百万円であります。

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び 3 ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。

5. 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は 84,826 百万円あります。

なお、上記 2. から 5. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

6. 手形割引は、業種別監査委員会報告第 24 号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、19,490 百万円あります。

7. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産

有価証券	366,163 百万円
------	-------------

貸出金	55,011 百万円
-----	------------

担保資産に対応する債務

預金	44,508 百万円
----	------------

コールマネー	30,000 百万円
--------	------------

債券貸借取引受入担保金	82,390 百万円
-------------	------------

借入金	6,200 百万円
-----	-----------

上記のほか、為替決済、短期金融取引等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券 145,925 百万円及び商品有価証券 286 百万円を差し入れております。

また、その他資産のうち保証金は 506 百万円あります。

8. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、914,012 百万円あります。このうち原契約期間が 1 年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが 899,058 百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に(半年毎に)予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

9. 土地の再評価に関する法律(平成 10 年 3 月 31 日公布法律第 34 号)に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日
同法律第3条第3項に定める再評価の方法

平成10年3月31日
土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日
公布政令第119号)第2条第4号に定める、地価税法(平
成3年法律第69号)第16条に規定する地価税の課税価
格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁
長官が定めて公表した方法に基づいて(奥行価格補正等)
合理的な調整を行って算出。

10. 有形固定資産の減価償却累計額 51,367 百万円
11. 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金 13,000 百万円が含まれております。
12. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)による社債に対する当行の保証債務の額は 36,350 百万円であります。
13. 1株当たりの純資産額 610 円 88 銭
14. 銀行法施行規則第19条の2第1項第3号ロ(10)に規定する単体自己資本比率(国内基準) 12.77%

(中間損益計算書関係)

1. 「その他経常費用」には、貸出金償却 645 百万円、貸倒引当金繰入額 754 百万円及び株式等償却 652 百万円を含んでおります。
2. 1株当たり中間純利益金額 11 円 73 銭
3. 潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額 11 円 73 銭

(有価証券関係)

中間貸借対照表の「有価証券」のほか、「買入金銭債権」中の信託受益権、並びに「その他資産」中の一部が含まれております。

1. 満期保有目的の債券(平成22年9月30日現在)

	種類	中間貸借対照表 計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
時価が中間貸借対照表計上額を超えるもの	国債	48,069	49,485	1,416
	地方債	4,254	4,282	27
	社債	4,474	4,570	96
	小計	56,798	58,338	1,540
時価が中間貸借対照表計上額を超えないもの	社債	260	258	△1
	小計	260	258	△1
合計		57,058	58,597	1,539

2. 子会社・子法人等株式及び関連法人等株式(平成22年9月30日現在)

	中間貸借対照表 計上額 (百万円)
子会社・子法人等株式	2,150

(注)上記については、市場価格がありません。したがって、時価を把握することが極めて困難と認められるものであります。

3. その他有価証券(平成 22 年 9 月 30 日現在)

	種類	中間貸借対照表 計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
中間貸借対照表計上 額が取得原価を超え るもの	株式	47,221	32,905	14,316
	債券	1,270,462	1,233,328	37,134
	国債	744,213	727,408	16,804
	地方債	202,348	192,773	9,575
	社債	323,900	313,146	10,754
	その他	89,070	87,745	1,324
	小計	1,406,754	1,353,979	52,775
中間貸借対照表計上 額が取得原価を超え ないもの	株式	25,137	32,350	△7,212
	債券	136,877	140,947	△4,069
	国債	119,489	123,314	△3,825
	地方債	2,306	2,309	△2
	社債	15,082	15,323	△241
	その他	50,996	53,748	△2,752
	小計	213,012	227,046	△14,034
合計		1,619,766	1,581,025	38,740

(注)時価を把握することが極めて困難と認められるその他有価証券

	中間貸借対照表計上額 (百万円)
株式	3,707
その他	3,463
合計	7,170

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

4. 減損処理を行った有価証券

有価証券(売買目的有価証券を除く。)で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって中間貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当中間期の損失として処理(以下、「減損処理」という。)しております。

当中間期における減損処理額は、744 百万円(うち株式 649 百万円、債券 94 百万円)であります。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は自己査定基準に定めております。債券については、時価が取得原価に比べて 30%以上下落している場合や、発行会社の財務状態などを勘案し、減損処理を行っております。株式および証券投資信託については、期末日における時価が取得原価に比べて 50%以上下落した銘柄については全て減損処理を行うほか、時価が 30%以上 50%未満下落した銘柄については、基準日前一定期間の時価の推移や発行会社の財務状態などにより時価の回復可能性を判断し減損処理を行っております。

(金銭の信託関係)

該当ありません。

(税効果会計関係)

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ以下のとおりであります。

繰延税金資産	
貸倒引当金・貸出金償却損金算入限度超過額	14,874 百万円
退職給付引当金損金算入限度超過額	5,183 百万円
確定拠出年金移管分未払金否認額	1,598 百万円
減価償却損金算入限度超過額	1,565 百万円
有価証券償却損金算入限度超過額	1,281 百万円
未払賞与損金否認額	500 百万円
その他	2,590 百万円
繰延税金資産小計	<u>27,593 百万円</u>
評価性引当額	<u>△3,518 百万円</u>
繰延税金資産合計	24,075 百万円
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△15,382 百万円
退職給付信託設定益	△1,050 百万円
固定資産圧縮積立金	△461 百万円
その他	△0 百万円
繰延税金負債合計	<u>△16,895 百万円</u>
繰延税金資産の純額	<u>7,180 百万円</u>

(平成22年9月30日現在) 中間連結貸借対照表

(単位:百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
現金預け金	113,358	預金	3,877,785
買入金銭債権	37,051	譲渡性預金	75,677
商品有価証券	4,818	コールマネー及び売渡手形	40,000
有価証券	1,658,675	債券貸借取引受入担保金	82,390
貸出金	2,487,315	借入金	27,071
外国為替	4,924	外国為替	117
その他資産	74,871	その他負債	51,697
有形固定資産	51,790	退職給付引当金	9,917
無形固定資産	3,353	役員退職慰労引当金	20
繰延税金資産	8,596	睡眠預金払戻損失引当金	352
支払承諾見返	12,311	偶発損失引当金	786
貸倒引当金	△ 25,022	特別法上の引当金	10
投資損失引当金	△ 613	繰延税金負債	33
		再評価に係る繰延税金負債	8,228
		負ののれん	68
		支払承諾	12,311
		負債の部合計	4,186,470
		(純資産の部)	
		資本金	32,776
		資本剰余金	18,652
		利益剰余金	146,845
		自己株式	△ 359
		株主資本合計	197,915
		その他有価証券評価差額金	23,345
		繰延ヘッジ損益	△ 80
		土地再評価差額金	6,368
		評価・換算差額等合計	29,632
		新株予約権	33
		少数株主持分	17,379
		純資産の部合計	244,960
資産の部合計	4,431,431	負債及び純資産の部合計	4,431,431

平成22年4月1日から

平成22年9月30日まで

中間連結損益計算書

(単位:百万円)

科 目	金 額
経 常 収 益	48,233
資 金 運 用 収 益	30,464
(うち貸出金利息)	(20,897)
(うち有価証券利息配当金)	(9,225)
役 務 取 引 等 収 益	7,489
そ の 他 業 務 収 益	1,312
そ の 他 経 常 収 益	8,967
経 常 費 用	41,376
資 金 調 達 費 用	3,122
(うち預金利息)	(2,772)
役 務 取 引 等 費 用	1,796
そ の 他 業 務 費 用	651
営 業 経 費	25,070
そ の 他 経 常 費 用	10,735
経 常 利 益	6,857
特 別 利 益	943
固 定 資 産 処 分 益	0
償 却 債 権 取 立 益	366
そ の 他 の 特 別 利 益	577
特 別 損 失	56
固 定 資 産 処 分 損	55
減 損 損 失	1
税 金 等 調 整 前 中 間 純 利 益	7,744
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	2,865
法 人 税 等 調 整 額	148
法 人 税 等 合 計	3,013
少 数 株 主 損 益 調 整 前 中 間 純 利 益	4,730
少 数 株 主 利 益	546
中 間 純 利 益	4,184

中間連結注記表

中間連結財務諸表の作成方針

子会社、子法人等及び関連法人等の定義は、銀行法第2条第8項及び銀行法施行令第4条の2に基づいております。

1. 連結の範囲に関する事項

- (1) 連結される子会社及び子法人等 8社
第四スタッフサービス株式会社、第四リース株式会社、第四コンピューターサービス株式会社
第四信用保証株式会社、第四ジェーシービーカード株式会社、第四ディーシーカード株式会社
新潟証券株式会社、だいし経営コンサルティング株式会社
なお、第四ビジネスサービス株式会社、第四キャッシュビジネス株式会社は清算により当中間連結会計期間より連結の範囲から除外しております。
- (2) 非連結の子会社及び子法人等 2社
投資事業有限責任組合「だいし企業育成ファンド1号」
投資事業有限責任組合「だいし企業育成ファンド2号」
非連結の子法人等は、その資産、経常収益、中間純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等からみて、連結の範囲から除いても、企業集団の財政状態及び経営成績に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいため、連結の範囲から除外しております。

2. 持分法の適用に関する事項

- (1) 持分法適用の非連結の子会社及び子法人等 該当ありません
- (2) 持分法適用の関連法人等 該当ありません
- (3) 持分法非適用の非連結の子会社及び子法人等 2社
投資事業有限責任組合「だいし企業育成ファンド1号」
投資事業有限責任組合「だいし企業育成ファンド2号」
持分法非適用の非連結の子法人等は、中間純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等からみて、持分法の対象から除いても、連結財務諸表に重要な影響を与えないため、持分法の対象から除いております。
- (4) 持分法非適用の関連法人等 該当ありません

3. 連結される子会社及び子法人等の中間決算日等に関する事項

連結される子会社及び子法人等の中間決算日は次のとおりであります。

9月末日 8社

4. 開示対象特別目的会社に関する事項

該当ありません。

5. 会計処理基準に関する事項

- (1) 商品有価証券の評価基準及び評価方法
商品有価証券の評価は、時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)により行っております。
- (2) 有価証券の評価基準及び評価方法
有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、その他有価証券のうち時価のあるものについては、中間連結決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては、移動平均法による原価法により行っております。
なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
- (3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法
デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。
- (4) 減価償却の方法
- ① 有形固定資産(リース資産を除く)
有形固定資産は、主として定率法を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。
また、主な耐用年数は次のとおりであります。
- | | |
|-----|---------|
| 建 物 | 10年～50年 |
| その他 | 2年～20年 |

② 無形固定資産(リース資産を除く)

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当行並びに連結される子会社及び子法人等で定める利用可能期間(主として5年)に基づいて償却しております。

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法によっております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のは零としております。

(5) 貸倒引当金の計上基準

当行の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下「実質破綻先」という。)に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者(以下「破綻懸念先」という。)に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。

破綻懸念先及び貸出条件緩和債権等を有する債務者で与信額が一定額以上の大口債務者のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを貸出条件緩和実施前の約定利率で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法(キャッシュ・フロー見積法)を採用しており、経営改善計画期間中は継続して同方法により引き当てております。

上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は24,656百万円であります。

連結される子会社及び子法人等の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認められた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ引き当てております。

(6) 投資損失引当金の計上基準

投資損失引当金は、投資に対する損失に備えるため、有価証券等の発行会社の財政状態等を勘案して必要と認められる額を計上しております。

(7) 退職給付引当金の計上基準

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間連結会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。

過去勤務債務 その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年)による定額法により損益処理

数理計算上の差異 各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌連結会計年度から損益処理

(8) 役員退職慰労引当金の計上基準

連結される子会社及び子法人等の役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当中間連結会計期間末までに発生していると認められる額を計上しております。

(追加情報)

当行は、平成22年5月14日開催の取締役会において、平成22年6月24日開催の定時株主総会終結の時をもって従来の役員退職慰労金制度を廃止することを決議し、同株主総会で退職慰労金の打ち切り支給案が承認されました。これに伴い、「役員退職慰労引当金」を全額取崩し、当中間連結会計期間末現在の未払額616百万円を「その他負債」に計上しております。

(9) 睡眠預金払戻損失引当金の計上基準

睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り必要と認める額を計上しております。

(10) 偶発損失引当金の計上基準

偶発損失引当金は、他の引当金で引当対象とした事象以外の偶発事象等に対し、将来発生する可能性のある損失を見積り、必要と認められる額を計上しております。

(11)特別法上の引当金の計上基準

特別法上の引当金は、証券業を営む連結子法人における金融商品取引責任準備金であり、証券先物取引等に関して生じた事故による損失の補填に充てるため、金融商品取引法第46条の5の規定に定めるところにより算出した額を計上しております。

(12)外貨建資産・負債の換算基準

外貨建資産・負債は、中間連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。

(13)リース取引の処理方法

(借手側)

当行並びに連結される子会社及び子法人等の所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年4月1日前に開始する連結会計年度に属するものについては、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。

(貸手側)

リース業を営む連結子法人の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、通常の売買取引に準じた会計処理によっておりますが、リース取引開始日が平成20年4月1日前に開始する連結会計年度に属する所有権移転外ファイナンス・リース取引については、「リース取引に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第16号平成19年3月30日)第81項に基づき、同適用指針の適用初年度の前連結会計年度末における固定資産の適正な帳簿価額(減価償却累計額控除後)をリース投資資産の期首帳簿価額として計上しており、利息相当額については、その総額を残存リース期間中の各期に定額で配分しております。

なお、同適用指針第80項を適用した場合に比べ、税金等調整前中間純利益は171百万円増加しております。

(14)リース取引の収益・費用の計上基準

ファイナンス・リース取引に係る収益・費用の計上基準については、リース料受取時に売上高と売上原価を計上する方法によっております。

(15)重要なヘッジ会計の方法

(イ) 金利リスク・ヘッジ

当行の金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号。以下「業種別監査委員会報告第24号」という。)に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の(残存)期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。また、キャッシュ・フローを固定するヘッジについては、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係の検証により有効性の評価をしております。

(ロ) 為替変動リスク・ヘッジ

当行の外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号。以下「業種別監査委員会報告第25号」という。)に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

なお、一部の資産・負債については、繰延ヘッジ、あるいは金利スワップの特例処理を行っております。

連結される子会社及び子法人等はデリバティブ取引を行っておりません。

(16)消費税等の会計処理

当行並びに連結される子会社及び子法人等の消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は、当中間連結会計期間の費用に計上しております。

中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更

(資産除去債務に関する会計基準)

当中間連結会計期間から「資産除去債務に関する会計基準」(企業会計基準第18号平成20年3月31日)及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第21号平成20年3月31日)を適用しております。これによる影響はありません。

表示方法の変更

(中間連結損益計算書関係)

当中間連結会計期間から「銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令」(内閣府令第41号平成22年9月21日)により改正された「銀行法施行規則」(昭和57年大蔵省令第10号)別紙様式を適用し、「少数株主損益調整前中間純利益」を表示しております。

追加情報

(退職給付制度の一部変更)

当行では確定給付型の制度として、確定給付企業年金制度及び退職一時金制度を有しておりましたが、平成22年9月1日に退職一時金制度の一部について確定拠出年金制度へ移行するなど退職給付制度の一部変更を行っております。

これに伴い、「退職給付制度間の移行等に関する会計処理」(企業会計基準適用指針第1号平成14年1月31日)及び「退職給付制度間の移行等の会計処理に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第2号平成14年3月29日)を適用しており、この結果、税金等調整前中間純利益は563百万円増加しております。

注記事項

(中間連結貸借対照表関係)

1. 関係会社の出資金総額(連結子会社及び連結子法人等の株式を除く) 854百万円

2. 貸出金のうち、破綻先債権額は4,242百万円、延滞債権額は74,537百万円であります。

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

3. 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は362百万円であります。

なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3ヵ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

4. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は7,137百万円であります。

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。

5. 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は86,280百万円であります。

なお、上記2. から5. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

6. 手形割引は、業種別監査委員会報告第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、19,490百万円であります。

7. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産

有価証券	366,408百万円
貸出金	55,011百万円
担保資産に対応する債務	
預金	44,508百万円
コールマネー及び売渡手形	30,000百万円
債券貸借取引受入担保金	82,390百万円
借用金	6,411百万円

上記のほか、為替決済、短期金融取引等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、商品有価証券286百万円のほか、有価証券145,925百万円を差し入れております。

なお、その他資産のうち保証金は542百万円であります。

8. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、1,007,137百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが992,183百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行並びに連結される子会社及び子法人等の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くに

は、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行並びに連結される子会社及び子法人等が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に(半年毎に)予め定めている行内(社内)手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

9. 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、当行の事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日

平成10年3月31日

同法律第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第4号に定める、地価税法(平成3年法律第69号)第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法に基づいて(奥行価格補正等)合理的な調整を行って算出。

10. 有形固定資産の減価償却累計額 78,819 百万円
 11. 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約借入金 13,000 百万円が含まれております。
 12. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)による社債に対する保証債務の額は 36,350 百万円であります。
 13. 1株当たりの純資産額 616 円 29 銭
 14. 銀行法施行規則第17条の5第1項第3号ロに規定する連結自己資本比率(国内基準) 13.56%

(中間連結損益計算書関係)

1. 「その他経常費用」には、貸出金償却 645 百万円、貸倒引当金繰入額 1,292 百万円及び株式等償却 690 百万円を含んでおります。
 2. 1株当たり中間純利益金額 11 円 33 銭
 3. 潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額 11 円 32 銭

(金融商品関係)

中間連結貸借対照表計上額の重要性が乏しい科目については、記載を省略しております。

○金融商品の時価等に関する事項

平成22年9月30日における中間連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式等は、次表には含めておりません((注2)参照)。

(単位:百万円)

	中間連結貸借 対照表計上額	時 価	差 額(※1)
(1)現金預け金	113,358	113,358	—
(2)有価証券			
売買目的有価証券	121	121	—
満期保有目的の債券	58,956	60,529	1,572
その他有価証券	1,593,888	1,593,888	—
(3)貸出金	2,487,315		
貸倒引当金(※2)	△24,141		
	2,463,173	2,503,118	39,944
資産計	4,229,498	4,271,015	41,517
(1)預金	3,877,785	3,880,867	△3,081
(2)譲渡性預金	75,677	75,677	—
(3)債券貸借取引受入担保金	82,390	82,390	—
負債計	4,035,854	4,038,936	△3,081
デリバティブ取引(※3)			
ヘッジ会計が適用されていないもの	159	159	—
ヘッジ会計が適用されているもの	△220	△750	△530
デリバティブ取引計	△60	△590	△530

(※1)差額欄は評価損益を記載しております。

(※2)貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

(※3)その他資産・負債に計上しているデリバティブ取引および金利スワップの特例処理を採用している取引を一括して表示しております。

デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、()で表示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法

資 産

(1) 現金預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。また、満期のある預け金については、約定期間が短期間(1年以内)であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(2) 有価証券

株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。投資信託は、公表されている基準価格によっております。

自行保証付私募債のうち変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、発行体の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。固定金利によるものは私募債の種類及び内部格付、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をスワップ金利等適切な指標に信用スプレッドを上乗せした利率で割り引いた金額に保証料を加味して時価を算定しております。

なお、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については、「(有価証券関係)」に記載しております。

(3) 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額(一般貸倒引当金控除前)と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。固定金利によるものは、貸出金の種類及び内部格付、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をスワップ金利等適切な指標に信用スプレッドを上乗せした利率または同様の新規貸出を行った場合に想定される利率で割り引いて時価を算定しております。なお、約定期間が短期間(1年以内)のものは、時価は帳簿価額(一般貸倒引当金控除前)と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、見積将来キャッシュ・フローの現在価値又は担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は中間連結決算日における中間連結貸借対照表価額から現在の貸倒見積高を控除した金額に近似しており、当該価額を時価としております。

貸出金のうち、当該貸出を担保資産の範囲内に限るなどの特性により、返済期限を設けていないものについては、返済見込み期間及び金利条件等から、時価は帳簿価額(一般貸倒引当金控除前)に近似しているものと想定されるため、当該帳簿価額を時価としております。

負 債

(1) 預金、及び(2) 譲渡性預金

要求払預金については、中間連結決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしております。また、定期預金の時価は、一定の期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定しております。その割引率は、新規に預金を受け入れる際に使用する利率を用いております。なお、預入期間が短期間(1年以内)のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(3) 債券貸借取引受入担保金

約定期間が短期間(1年以内)であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

デリバティブ取引

デリバティブ取引は、金利関連取引(金利先物、金利オプション、金利スワップ等)、通貨関連取引(通貨先物、通貨オプション、通貨スワップ等)、株式関連取引、商品関連取引であり、取引所の価格、割引現在価値やオプション価格計算モデル等により算出した価額によっております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は次のとおりであり、金融商品の時価情報の「資産(2)その他有価証券」には含まれておりません。

(単位:百万円)

区 分	中間連結貸借対照表計上額
①非上場株式(※1)(※2)	4,476
②組合出資金等(※3)	3,487
合 計	7,964

(※1)非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしておりません。

(※2)当中間連結会計期間において、非上場株式について2百万円減損処理を行っております。

(※3)組合出資金のうち、組合財産が非上場株式など時価を把握することが極めて困難と認められるもので構成されているものについては、時価開示の対象とはしておりません。なお、組合出資金等には、「その他資産」中の一部が含まれております。

(有価証券関係)

中間連結貸借対照表の「有価証券」のほか、「買入金銭債権」中の信託受益権が含まれております。

1. 満期保有目的の債券(平成22年9月30日現在)

	種類	中間連結貸借 対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
時価が中間連結貸借対照表 計上額を超えるもの	国債	49,967	51,417	1,450
	地方債	4,254	4,282	27
	社債	4,474	4,570	96
	小計	58,696	60,270	1,574
時価が中間連結貸借対照表 計上額を超えないもの	国債	—	—	—
	地方債	—	—	—
	社債	260	258	△1
	小計	260	258	△1
合計		58,956	60,529	1,572

2. その他有価証券(平成22年9月30日現在)

	種類	中間連結貸借 対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
中間連結貸借対照表計上額 が取得原価を超えるもの	株式	48,187	33,250	14,936
	債券	1,270,462	1,233,328	37,134
	国債	744,213	727,408	16,804
	地方債	202,348	192,773	9,575
	社債	323,900	313,146	10,754
	その他	89,070	87,745	1,324
	小計	1,407,720	1,354,324	53,395
中間連結貸借対照表計上額 が取得原価を超えないもの	株式	25,581	32,950	△7,368
	債券	136,877	140,947	△4,069
	国債	119,489	123,314	△3,825
	地方債	2,306	2,309	△2
	社債	15,082	15,323	△241
	その他	50,996	53,748	△2,752
	小計	213,455	227,645	△14,190
合計		1,621,175	1,581,970	39,205

3. 減損処理を行った有価証券

有価証券(売買目的有価証券を除く。)で時価のあるものうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって中間連結貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当中間連結会計期間の損失として処理(以下、「減損処理」という。)しております。

当中間連結会計期間における減損処理額は、781 百万円(うち、株式 687 百万円、債券 94 百万円)であります。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は自己査定基準に定めております。債券については、時価が取得原価に比べて 30%以上下落している場合や、発行会社の財務状態などを勘案し、減損処理を行っております。株式および証券投資信託については、期末日における時価が取得原価に比べて 50%以上下落した銘柄については全て減損処理を行うほか、時価が 30%以上 50%未満下落した銘柄については、基準日前一定期間の時価の推移や発行会社の財務状態などにより時価の回復可能性を判断し減損処理を行っております。

(金銭の信託関係)

該当ありません。

(賃貸等不動産関係)

当行及び一部の連結子法人では、賃貸等不動産を保有しておりますが、その総額に重要性が乏しいことから記載を省略しております。

(ストック・オプション等関係)

1. スtock・オプションにかかる当中間連結会計期間における費用計上額及び科目名
営業経費 33 百万円
2. 当中間連結会計期間に付与したストック・オプションの内容

	平成 22 年ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数	当行取締役9名、当行執行役員 8 名
株式の種類別のストック・オプションの付与数(注 1)	当行普通株式 465,400 株
付与日	平成 22 年 7 月 27 日
権利確定条件	権利確定条件は定めていない
対象勤務期間	対象勤務期間は定めていない
権利行使期間	平成 22 年 7 月 28 日から平成 52 年 7 月 27 日
権利行使価格	1 円
付与日における公正な評価単価(注 2)	286 円

(注) 1 株式数に換算して記載しております。

2 1株あたりに換算して記載しております。